

# 台風19号 二本松市災害対策本部情報 (R01.10.23発行)

10月12日から13日にかけて福島県を通過した台風19号の影響により、二本松市内においても甚大な被害が発生し、最大430人の方が避難所に避難しました。

10月16日現在の市内の主な被害状況をお知らせします。

死者 2名      住宅の全壊 2件      大規模半壊 1件  
半壊 8件      床上・床下浸水 111件

## 断水状況 給水タンク設置箇所

◎岩代簡易水道エリア（小浜地区）で断水が続いています。

復旧まで、市内3カ所に給水タンクを設置しています。

・岩代支所    ・岩代公民館    ・長折会館

## 罹災証明

◎発行手数料は無料です。

被害状況の確認ができ次第、発行を開始します。

◎発行窓口    ・生活環境課    ・各支所地域振興課

◎お問い合わせ 生活環境課生活防災係 ☎ (55) 5102 Fax (22) 4479

## 災害見舞金を給付します

区分	被災世帯1世帯当たり	被災者1人当たり
住家の全壊	100,000円	20,000円
住家の半壊	50,000円	10,000円
住家の床上浸水	30,000円	
住家の床下浸水	20,000円	

※床上浸水・床下浸水には、土砂流入も含まれます。

◎お問い合わせ 福祉課地域福祉係 ☎ (24) 5063 Fax (22) 1547

詳細・最新情報は、市  
ウェブサイトにてご確  
認ください。

スマートフォン用  
ウェブサイト



携帯電話用  
ウェブサイト



■編集と発行／二本松市総務部秘書政策課

☎0243 (55) 5096

〒964-8601 福島県二本松市金色403番地1 Fax0243 (24) 5040

二本松市ウェブサイトアドレス <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>

## 【各種減免】

被害の状況により次の税金・料金等を減免します。

### ●保育料（保育所・認定こども園・幼稚園）等

被害の状況により軽減を行います。

◎お問い合わせ 子育て支援課保育所幼稚園係 ☎ (55) 5112 Fax (22) 1547

### ●介護保険利用者負担額

被害の状況により免除を行います。

◎お問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎ (55) 5115 Fax (22) 1547

### ●国民健康保険被保険者の一部負担金

被害の状況により免除を行います。

◎お問い合わせ 国保年金課国保年金係 ☎ (55) 5106 Fax (22) 1547

### ●後期高齢者医療保険料、一部負担金

被害の状況により、保険料の減免、一部負担金の免除等を行います。

◎お問い合わせ 国保年金課医療給付係 ☎ (55) 5107 Fax (22) 1547

### ●国民年金保険料

住宅・家財等についておおむね1/2以上の損害を受けた場合、免除を行います。

◎お問い合わせ 国保年金課国保年金係 ☎ (55) 5106 Fax (22) 1547

### ●市営住宅使用料

台風被害による被災者が市営住宅に入居した場合、減免を行います。

◎お問い合わせ 建築住宅課住宅係 ☎ (55) 5133 Fax (23) 1197

### ●水道料

断水期間の基本料金の減免を行います。

被害を受けた世帯で、通常使用するであろう水量を超えた分の減免を行います。

◎お問い合わせ 上下水道課水道管理係 ☎ (55) 5135 Fax (62) 1033

## ●税金等

被害の状況により、10月12日以降に納期が到来する未納分について減免します。

### ・ 個人市民税                      ・ 国民健康保険税

◎お問い合わせ 税務課市民税係 ☎ (55) 5085 Fax (22) 0790

### ・ 固定資産税

◎お問い合わせ 税務課資産税係 ☎ (55) 5086 Fax (22) 0790

### ・ 介護保険料

◎お問い合わせ 高齢福祉課介護保険係 ☎ (55) 5115 Fax (22) 1547

## 農林業の相談窓口

◎次の場合、再生産を図るための経費（樹草勢回復用肥料、施設復旧資材、病虫害防除用農薬等）に対し一部補助を行います。

- ・ 被害率が30%以上の面積
- ・ 農業用施設の場合はおおむね50%以上

◎被災した農地等（田、畑、耕作道、用排水路）を自主的に復旧する場合、経費の一部を助成します。

◎被災した農作物等、農地、林地、農業用施設等の復旧のために借入した資金の利子補給を行います。

◎お問い合わせ 農業振興課 ☎ (55) 5116 Fax (22) 8533  
または各支所産業建設課

## 商工業相談窓口

台風19号によるご相談は下記までお問合せください。

◎お問い合わせ 商工課商工振興係  
☎ (55) 5120 Fax (22) 8533

## 災害によるごみの処理

個人、事業所によるもとみやクリーンセンターへの災害ごみの搬入は可能です。

◎お問い合わせ もとみやクリーンセンター  
☎ (33) 5499 Fax (34) 3911

## 災害ボランティアセンター開設

- ・ 被災された皆様への支援にご協力頂けるボランティア活動者を募集します。
- ・ ボランティアの支援が必要な方もご連絡ください。

◎お問い合わせ 二本松市社会福祉協議会  
☎ (23) 8262 Fax (23) 9046

## 生活用水の確保

台風により被害を受け、井戸が使用できなくなった場合、新たなボーリングさく井工事や給水管布設工事についての工事費の一部を補助します。

◎お問い合わせ 上下水道課水道施設係  
☎ (55) 5137 Fax (62) 1033

## 市内の主な通行止め、給水タンク 位置図 (R01. 10. 21現在)

●：給水タンク設置箇所



県道二本松金屋線（平石高田二丁目～北トロミ地内） 県道石沢荻田線（百目木字深谷～戸沢字小初沢地内、太田字上向田～太田字上川前地内）  
市道山越線（上長折字加藤木地内） 市道川口・新船線（太田字寺沢地内）  
林道存ぎょう線の一部 林道山中線の一部 林道日山川口線の一部  
林道桜畑木幡山線の一部 林道北植柳線の一部 林道仙石山線の一部 林道植柳線の一部 林道米石羽山線の一部  
※このほか県道380号線（岳温泉・大玉線）の一部が通行止めとなっています。